入　札　公　告

一般競争入札を実施するので、福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）第１４８条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年３月４日

福井県知事　石田　嵩人

記

１　一般競争入札に付する事項

(1)　業務の名称
　当直用寝具の賃貸借（単価契約）
　（年度開始前の契約準備行為）
(2)　業務の仕様等
　入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり
(3)　契約期間
　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
(4)　履行場所
　福井県福井市大手３丁目１７番１号　福井県警察本部ほか５９箇所
(5)　契約の種類
　その他、単価契約

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）第１４６条に基づき知事が定める一般競争入札参加者の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等（昭和４２年１月２４日福井県告示第２７号）により競争入札参加資格者名簿に登載された者に限る。）を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者でないこと。
(2)　入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
(3)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
(4)　この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する能力を有すると認められる者であること。
(5)　次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
　ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその

支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

３　電子入札の実施

本入札は、電子入札システムを用いない。

４　入札説明書等の交付等に関する事項

(1)　入札説明書等の交付場所、この入札に関する問い合わせ先および契約条項を示す場所

〒９１０－８５１５
福井県福井市大手３丁目１７番１号
福井県警察本部会計課管財第一係
電話０７７６－２２－２８８０（内線２２３２）

(2)　入札説明書等の交付期間

令和８年３月　４日（水）午前８時３０分から
令和８年３月１６日（月）午後５時まで
※土曜日、日曜日および休日を除く。

５　資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札説明書に示す入札参加確認申請書に、調達に係る物品の仕様に適合することを証明する資料その他必要と認められる書類（以下「申請書等」という。）を添えて次のとおり提出し、契約事務担当者の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1)　申請書等の提出期間

４（２）に同じ。

(2)　提出先

４（１）に同じ。

(3)　申請書等の提出方法

持参または配達記録の残る書留郵便等（提出締切日時までに必着）により、提出すること。

(4)　入札参加資格確認の結果通知

入札参加資格確認の結果は、申請書等を提出した者に対し、書面により通知する。

6　入札書の提出方法、提出期間および開札日時等

(1)　入札書の提出期間

令和８年３月１９日（木）午前８時３０分から午後５時まで

令和８年３月２３日（月）午前８時３０分から午後４時まで

(2)　入札書の提出先

４（１）に同じ

(3)　入札書の提出方法

５（３）に同じ

(4)　開札日時

令和８年３月２４日（火）午後１時３０分

(5)　開札場所

福井県福井市大手３丁目１７番１号　福井県警察本部入札室

7　入札の方法

入札書に記載する金額は品目毎の単価を記載し、かつ見積単価に品目毎の年間見込数量を乗じて得た金額の総額（合計額）を記載すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（総額）に、当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（加算後の金額に１円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

8　落札者の決定に関する事項

(1)　有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された総額（合計額）が最も低い価格を提示した者を落札候補者とし、落札候補者の提出した入札書に記載された品目毎の単価が全て予定価格（単価）以下である場合に落札者とする。

なお、設定した品目毎の予定価格（単価）を上回る場合は、当該上回る単価の品目について落札対象とはせず、別途随意契約の対象とする。

この場合、落札候補者は当該単価について見積書を提出するものとし、提出された見積額が当該単価の予定価格（単価）を上回る場合は、全ての品目について落札候補者としての資格を失い、次順位を落札候補者とする、以下、全ての業務について予定価格（単価）以下の金額を提示する者が確認されるまで同様に繰り返すものとする。

(2)　当該入札の落札決定の効果は、令和８年度当初予算発効時において生じる。

9　その他

(1)　この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨について、日本語および日本国通貨とする。

(2)　入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）の規定による。

(3)　入札の無効

福井県財務規則第１５１条の規定による。

(4)　契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）作成の要否

要

(5)　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア　受注者は、福井県暴力団排除条例（平成２２年福井県条例第３１号。）第５条第２項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ　アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6)　この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(7)　電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレスあて提出すること。

様式　https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先（e-mail）　kaikei@police.pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のＵＲＬを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html